

## 大津市「広報おおつ」広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、大津市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、大津市の広報紙（以下「広報おおつ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市 大津市のことをいう。
- (2) 広告主 広報おおつに広告を掲載するものをいう。
- (3) 申込者 広報おおつに広告掲載の応募をするものをいう。

### (広告掲載の基準等)

第3条 広報おおつに広告を掲載することができる基準等は、要綱及び大津市広告掲載基準に定めるところによる。

### (広告媒体の種類)

第4条 要綱第4条に定める広告媒体の種類は、広報おおつとする。

### (広告の掲載位置)

第5条 要綱第5条に定める広告の掲載位置は、紙面版の広報おおつの最終ページ（裏表紙）下部の2枠とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告掲載を市が認めた場合は、新たに広告の掲載位置を設置できるものとする。

### (広告の規格)

第6条 要綱第5条に定める広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦97ミリメートル
  - (2) 1枠 横82ミリメートル、2枠 横170ミリメートル
  - (3) 色 フルカラー
  - (4) 広告枠内には「広告」と表示
- 2 広告の作成にあたっては、別に定める広告の入稿マニュアルを遵守するものとする。

### (広告の掲載期間)

第7条 要綱第5条に定める広告掲載期間については、広告掲載を市が認めた発行号とする。

### (広告掲載の申込)

第8条 申込者は、掲載を希望する広告について、要綱第7条第2項ただし書きに基づいて定める大津市「広報おおつ」広告掲載等申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び掲載しようとする広告の案を添えて、市に提出しなければならない。

- 2 市は、前項の申込みの審査にあたって必要と認めるときは、次に掲げる書類の提出を広

告主に求めるものとする。

- (1) 会社の概要がわかるもの（会社案内等）
- (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し等）
- (3) 直近の天津市税納税証明書
- (4) 所定の様式による暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書及び役員名簿
- (5) その他、市が必要と認める書類（広告掲載の優先順位）

第9条 市は募集を超える申込みがあった場合は、要綱第7条第7項の規定に定める順位に従って、広告主を決定するものとする。この場合において、同順位の申込者が複数ある場合には、希望する掲載枠数が2枠の申し込み者を上位とする。

- 2 前項の規定により定めた申込者の順位において、同順位の申込者が多数の場合は抽選により広告主を決定するものとする。

（広告掲載等の決定）

第10条 市は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載等の可否を決定したときは、同第2項ただし書きに基づいて定める天津市「広報おおつ」広告掲載等可否決定通知書（様式第3号）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第11条 要綱第9条ただし書きに基づき、広告掲載内容の承諾書の提出については、不要とする。

（広告原稿の提出等）

第12条 広告主は、広告原稿を各広報おおつの発行日の60日前までに市に提出しなければならない。

- 2 広告主は、市から広告内容に関して変更等の指示があった場合は直ちに変更しなければならない。
- 3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料等）

第13条 市は、広告を掲載したときは、要綱第10条第5項に基づいて定める広告掲載料として、1枠につき100,000円を広告主に請求する。

- 2 広告主は、前項の支払請求を受けたときは、広告掲載料を市の指定する期日までに支払わなければならない。

（広告掲載の取り消し）

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに第10条の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告掲載料の納付、広告原稿の提出がないとき。
- (2) 市の行政運営において支障があると認めるとき。
- (3) 広告内容の変更等の指示に従わないとき。
- (4) 虚偽の広告掲載等の申込みをしたとき。

(5) その他、広報おおつへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は要綱の規定を適用する。

2 この要領に定めのない事項については、市と広告主が協議のうえ決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和2年2月1日以後に募集を行った広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和6年1月20日以後に募集を行った広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

## 大津市「広報おおつ」広告掲載等申込書

年 月 日

大津市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

連絡先

大津市「広報おおつ」広告掲載取扱要領第8条に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みます。

### 記

#### 1 広告媒体

広報紙「広報おおつ」の最終ページ（裏表紙）下部1枠：縦97mm×横82mm（2枠は横170mm）

※希望する掲載号に①～③のいずれかを記入してください。

①1枠                    ②2枠（1枠の掲載となる場合でも、掲載を希望する）

③2枠（1枠の掲載となる場合は、掲載を希望しない）

年 月 日号		年 月 日号		年 月 日号	
年 月 日号		年 月 日号		年 月 日号	

#### 2 広告の内容

（1）広告掲載料 1枠につき100,000円

（2）業種 \_\_\_\_\_

1	本市の事務と密接な関係を有する事業を行う者（当該事業に関する広告を掲載しようとする場合に限る。）
2	国及び地方公共団体
3	独立行政法人、公社、公益法人その他これに類する者並びに市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業者等
4	前号に掲げる以外の企業及び事業者等
5	その他市長が適当と認めるもの

#### 3 添付書類

・誓約書                    ・広告デザイン案

※申込みに係る一切の経費については、申込者の負担とします。

#### 4 その他

抽選により申込みのあった広告を掲載できない場合において、募集枠に余剰分がある場合は連絡を希望する

様式第2号（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

大津市長

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、大津市「広報おおつ」広告掲載取扱要領第8条に基づく広告掲載の申込みに当たり、次の事項について誓約します。

記

1 広告媒体

大津市の広報紙「広報おおつ」

2 誓約事項

- (1) 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- (2) 大津市広告掲載要綱を遵守します。
- (3) 広告の内容等については、市の指示に従います。
- (4) 大津市税の滞納はありません。
- (5) 大津市広告掲載要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、  
広告の掲載を取り消されても異議はありません。
- (6) 掲載された広告に関する一切の責任を負います。

様式第3号（第10条関係）

大 政 広 第 号  
年 月 日

（宛 先）

大 津 市 長

大津市「広報おおつ」広告掲載等可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、大津市「広報おおつ」広告掲載取扱要領第10条の規定により通知します。

記

- 1 決定区分  掲載します  
 掲載できません  
(理由 )
- 2 広告媒体 大津市の広報紙「広報おおつ」
- 3 広告掲載期間 年 月 日号
- 4 広告の内容(掲載位置及び規格等)  
別紙のとおり、 枠
- 5 広告掲載料 円
- 6 納付期限 年 月 日